

桑名市教育委員会告示第6号

桑名市地域学校協働活動推進員設置要綱を次のように定める。

令和8年3月27日

桑名市教育委員会教育長 加藤 眞 毅

桑名市地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項の規定に基づき、桑名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推進員)

第2条 推進員は、社会教育法第5条第2項に基づく地域学校協働活動（以下「地域学校協働活動」という。）に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

(設置)

第3条 教育委員会は、桑名市立の各小学校若しくは中学校又は義務教育学校区（以下「学校区」という。）に推進員を置くことができる。

(定数)

第4条 推進員の定数は、地域の実情を考慮のうえ、各学校区1名程度を原則とする。ただし、同一の推進員が複数の学校区を担当することを妨げない。

(資格及び委嘱)

第5条 推進員の委嘱は、次の各号の全ての資格要件に該当する者のうちから、教育委員会がこれを行う。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(委嘱期間及び委嘱の解除)

第6条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、任期の満了前であっても委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため活動の継続に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(活動内容)

第7条 推進員の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域の教育課題及び地域課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する事項
- (2) 地域学校協働活動への支援、企画及び参加促進に関する事項
- (3) 学校運営協議会その他必要な団体との連携調整に関する事項
- (4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な事項

(服務)

第8条 推進員は、次に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- (1) 教育委員会の指揮監督を受け、職務上の命令に従わなければならない。
- (2) その職の信用を傷つけ、又は推進員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) その職務上の地位を他の目的に利用してはならない。

(守秘義務)

第9条 推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。